

長門市斎場管理運営業務委託 プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの概要

(1) 趣旨

本市では、長門斎場、油谷斎場の今後の安定した運営のために、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から広く提案を求め一定の基準で評価し事業者を選定するため、「公募型プロポーザル」を実施するものである。

(2) 業務名

長門市斎場管理運営業務委託

(3) 対象業務

火葬業務、施設管理、その他業務(詳細は長門市斎場管理運営業務委託仕様書を参照)

(4) 業務場所

長門斎場 長門市深川湯本 10161 番地 1

油谷斎場 油谷河原 10746 番地 25

(5) 期間

令和 9 年 4 月 1 日(木) ~ 令和 12 年 3 月 31 日(日)

(6) 提案限度額

81,715,000 円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 次のア又はイに該当する者であること。

ア 令和 7・8・9 年度長門市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

イ 上記に登載されていない者にあつては、令和 8 年 7 月 3 日(金)正午までに入札参加資格審査申請を事務局に提出し、本プロポーザルの参加資格確認通知の日までに上記ア同等の資格を有していると認められる者(様式については、長門市ホームページ「入札参加資格申請の受付について」参照)

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続きの申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係をする者では

ないこと。

- (5) 国税及び都道府県税、長門市税を滞納していない者。
- (6) 施設見学説明会に参加すること。
- (7) 山口県内の公営斎場において、管理運営業務の一部として中核をなす火葬業務を、元請又は下請として1年以上継続して実施した実績を有していること。

3 スケジュール

実施スケジュール概要(予定)

| 実施内容 | 年月日 |
|----------------|-----------------------|
| プロポーザル実施要領の公表 | 令和8年6月10日(水) |
| 参加表明書提出期間 | 令和8年7月14日(火)正午まで |
| 質問書の受付期間 | 令和8年7月24日(金)正午まで |
| 施設見学会 | 令和8年7月22日(水)(長門斎場休場日) |
| 質問書に対する回答 | 令和8年7月31日(金) |
| 参加資格確認通知 | 令和8年7月31日(金) |
| 提案書の受付期間 | 令和8年8月18日(火)正午まで |
| プレゼンテーション | 令和8年8月24日(月) |
| 受託予定者の選定・公表・通知 | 令和8年9月18日(金) |
| 契約締結 | 令和9年4月 |

※施設見学説明会に参加する場合は事前に参加表明書を提出すること。

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、必要書類を PDF 化し、次のとおり電子メールで提出すること。

なお、受付時に必要書類の不足が判明した場合は、事業者を確認し、全ての必要書類が提出されるまでは、受付を保留とする。また期限内に不足した必要書類の提出がない場合は、提出がなかったものとして取り扱う。

(1) 提出期限

令和8年7月14日(火)正午まで【必着】

(2) 提出先

長門市市民生活部生活環境課

E-mail: kankyo@city.nagato.lg.jp

〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2

(3) 提出方法

件名に「生活環境課宛、プロポーザル参加表明書(会社名)」を入力し、開封確認ができる方法で電子メールし、電子メールが開封されない場合は、市へ問い合わせること。

なお、必要書類については、郵送または持参を可とする。持参する場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの 9 時から 17 時までとする。郵送する場合は、封筒に朱書きで「プロポーザル必要書類在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法で提出期限内に必着のこと。併せて、郵送した旨を電話連絡(0837-23-1134)すること。

(4) 提出書類

次の①～②を提出すること。

① プロポーザル参加意向申出書(様式 1)

② 参加資格要件確認誓約書(様式 2)

※競争入札参加資格者名簿に未掲載の事業者は、参加表明と並行して、速やかに入札参加資格審査申請を行うこと。

※①及び②を電子メールで提出した場合は、後日、原本を郵送または持参すること。

5 質問及び回答

質問がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 24 日(金)正午まで【必着】

(2) 提出方法

質問書(様式 3)に質問事項を記載し、電子メールで提出すること。

また、電子メールの件名に「生活環境課宛 プロポーザル質問書」と入力し開封確認ができる方法で電子メールし、電子メールが開封されない場合は、市へ問い合わせること。

(3) 提出先

長門市市民生活部生活環境課

E-mail: kankyo@city.nagato.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、事業者名を非公開とし、順次令和 8 年度 7 月下旬頃までに市ホームページにて公開する。ただし、質問の内容によって、企画提案に係る事業者の選定における公平性を保てない等の判断をした場合は、回答しないことがある。

なお、回答内容は、必要に応じてこの実施要領の追加又は修正とみなすものとする。

6 提案書等の提出

本プロポーザルに参加することが認められた者(以下「提案者」という。)は、次のように提案書等を作成し、提出すること。なお、提案数は 1 提案者につき 1 案に限る。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 18 日(火)正午まで【必着】

(2) 提出先

〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2 長門市市民生活部生活環境課

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参による提出の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの 9 時から 17 時までとする。郵送による提出の場合は、提出期限までに必着のこと。

※郵送による提出の場合は、封筒(会社名を記載してあるもの)に朱書きで「プロポーザル提案書在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出書類

次の①～④を提出すること。

① 提案書(様式4)

② 提案書本体(様式なし)※以下の書類をまとめて1つの提案書として作成する。

ア. 事業計画: 業務への理解、各業務の実施計画、危機管理体制などを記載。

イ. 業務実績書(様式5): 実績を証明する契約書の写し等を添付。

ウ. 業務従事予定者名簿(様式6): 責任者等の経歴書、資格証の写しを添付。

エ. 業務実施体制図(様式7): 指揮命令系統やバックアップ体制を図示。

③ 価格提案書(様式8)

④ その他補足資料(様式なし): 会社概要、財務諸表、BCP 概要など。

(5) 提出部数

提出書類の各提出部数は、次のとおりとする。

・正本(①から⑤までを左側で綴ったもの) 1部

・副本(①から⑤まで(②及び⑤は複写で可)を左側で綴ったもの) 8部

※副本の作成にあたり、提案者を特定できる記載(会社名等)や押印を省略する必要はありません。そのまま複写して提出してください。

7 審査・選定

市職員で組織する「長門市 管理運営業務委託プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において次のとおり審査する。

(1) 審査項目

委員会において提案者からの提案書等についてプレゼンテーションを受け、別紙 1「審査基準」に基づき評価を行う。プレゼンテーションは、提案書の受理が遅い者から順に一提案者ごとに実施する。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(2) プレゼンテーション

| | |
|--------|---|
| 日時及び場所 | 令和 8 年 8 月 24 日(月)【予定】 長門市役所において実施する。 ※詳細については、別途通知する。 ※公告後に通知されることもある |
| 発表者 | 5名以内 |
| 発表方法 | 提案書に基づくプレゼンテーション(20 分以内) 質疑応答(15 分程度) ※提案内容の差し換えは認めない。 ※提案書の説明の際にプロジェクターを使用する場合は、事前にその旨を市に連絡しなければならない。 |

|※プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

(3) 審査

審査は、各委員が(1)により評価した各項目の評価点の平均点を合計した総合評価点により、提案者の順位を決定する。

なお、同点の場合は、委員会の意見を聴いた上で、市長が順位を決定する。

(4) 受託予定者の決定

市長は、委員会の報告を受け、審査結果の順位の最上位の提案者を受託予定者として決定する。

なお、本市の期待する水準(総合計点の 6 割)に達しなかった場合は、受託予定者を決定しないことがある。

(5) 結果の通知

結果は、参加した全ての提案者に通知する。

なお、受託予定者として決定されなかった提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、書面により、非決定理由についての説明を求められることができる。

市長は、非決定理由についての説明を求められた場合は、当該説明を求められた日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答する。

(6) その他

参加者が 1 提案者の場合でも本プロポーザルを実施する。

8 契約

(1) 契約の締結

受託予定者との協議の上、仕様内容を決定して、契約を締結する。ただし、受託予定者が契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合又は契約の締結を拒んだ場合は、

次順位の者を新たに受託予定者として手続を行うものとする。

※受託予定者が契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合又は契約の締結を拒んだことにより契約の締結ができない場合は、指名除外措置を受けることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金については、長門市財務規則(平成 17 年 3 月 22 日規則第 57 号)第 111 条の規定を適用する。

(3) 契約内容

本事業は、公募によるプロポーザル方式で契約するものであり、原則、提案内容に準拠して契約するが、提案内容を逸脱しない範囲において、一部変更を求めることがある。その場合において、契約金額の変更はしない。

9 辞退

参加表明書の提出後に、参加を辞退する場合は、その旨を電話連絡の上、辞退届(様式9)に記入押印したものを PDF 化し、プロポーザル実施までに長門市市民生活部生活環境課へ電子メールで提出すること。

E-mail: kankyo@city.nagato.lg.jp

なお、郵送または持参による提出も可とする。持参する場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの 9 時から 17 時までとする。郵送する場合は、封筒に朱書きで「プロポーザル書類在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法で提出期限内に必着のこと。併せて、郵送した旨を電話連絡(0837-23-1134)すること。

※辞退したことをもって指名除外等の不利益な取扱いをすることはしないものとする。

10 その他の留意事項

- (1) 参加表明及び提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、原則として提出後の記載内容の変更を認めない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの審査以外の目的に使用しない。
- (5) 提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、参加表明書及び提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。
- (7) 提出書類について、長門市情報公開条例の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

≪本プロポーザルに関する問い合わせ先≫

長門市市民生活部生活環境課 担当：今津

【住 所】 〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

【電 話】 0837-23-1134

【F A X】 0837-23-1135

【E-mail】 kankyo@city.nagato.lg.jp